

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和4年11月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20221101	株式会社大和タクシー (法人番号 9370001017535) 代表者中村信男	宮城県黒川郡 大和町吉岡字上町 62番地の2	本社営業所	宮城県黒川郡大和町 吉岡字上町62番地2号	輸送施設の使用停止(90日車)及び 文書警告	道路運送法第27条 第3項	令和4年1月21日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、9件の違反が認められた。(1)疾病・疲労等のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)【未実施50件以上】、(3)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)【一部実施不適切】、(4)乗務員台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)運転者に対する指導監督の記録違反(運輸規則第38条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)運行管理補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)	9	9
20221107	株式会社 グリーン観光 (法人番号 2380001020032) 代表者鈴木正朗	福島県いわき市 江名字江ノ浦1番地	本社営業所	福島県いわき市江名字 中作80-2	輸送施設の使用停止(142日車)及び文 書警告	道路運送法第27条 第3項、道路運送車 両法第58条第1項、 特定地域及び準特 定地域における一 般乗用旅客自動車 運送事業の適正化 及び活性化に関す る特別措置法第16 条の4第1項	令和3年10月21日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、8件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)乗務等の記録義務違反(運輸規則第25条第3項)、(4)乗務員台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)自動車検査証の有効期間の更新違反(運輸規則第45条及び道路運送車両法第58条第1項)、(8)運賃收受違反(タクシー適正化・活性化法第16条の4第1項)	15	15

20221111	有限会社中村タシ- (法人番号 1380002028703) 代表者 荒佳幸	福島県相馬市中村字荒井町 30番地	本社営業所	福島県相馬市中村字 錦町5-19	輸送施設の使用停止 (50日車) 及び 文書警告	道路運送法第20条、法第27条第3項	令和4年2月7日及び21日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、6件の違反が認められた。(1) 営業区域外運送 (運送法第20条)、(2) 点呼の実施義務違反 (運輸規則第24条第1項、第2項)、(3) 点呼の記録義務違反 (運輸規則第24条第5項)、(4) 乗務等の記録義務違反 (運輸規則第25条第3項)、(5) 運転者に対する指導監督義務違反 (運輸規則第38条第1項)、(6) 運転者に対する指導監督の記録保存違反 (運輸規則第38条第1項)	5	5
20221122	永楽交通株式会社 (法人番号 2370001001537) 代表者 笹川和男	宮城県仙台市太白区東郡山 1丁目1番11号	本社営業所	宮城県仙台市太白区東郡山1丁目210番2	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和4年11月22日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督義務違反 (運輸規則第38条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。